

大学教育質保証・評価センター 認証評価委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、大学教育質保証・評価センター大学機関別認証評価に関する規程第4条第2項の規定に基づき、大学教育質保証・評価センターの認証評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 本委員会は、次の各号に掲げる事項を担う。

- (1)大学評価基準及び評価方法の決定
- (2)評価実施チームの編成及び評価実施チームに属する認証評価委員会の委員及び専門委員の選任
- (3)認証評価結果の決定
- (4)その他認証評価に関して理事会が必要と認めた事項

(委員の選任等)

第3条 本委員会の委員は、理事会の議に基づき、代表理事が委嘱する。

- 2 本委員会の委員の任期は2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 本委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、理事会の議に基づき代表理事が委嘱する。
- 3 委員長は、本委員会の会務を総理する。
- 4 本委員会に、副委員長を3名以内置くことができる。
- 5 副委員長は、委員長が選任する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。職務代理順位は予め委員長が定めるものとする。

(議事)

第5条 本委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 本委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 本委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、緊急その他やむを得ない理由により本委員会の会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を

問い、その結果をもって本委員会の議決とすることができる。

5 前項の規定により議決を行った場合は、委員長が次の会議において報告しなければならない。

第6条 本委員会の委員は、自己の関係する大学に関する事案については、その議事の審議及び議決に加わることができない。

(会議の公開)

第7条 本委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。

- (1) 委員長が、受審大学の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に受審大学等の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合
- (2) その他委員長が必要と認める場合

(庶務)

第8条 本委員会の庶務は、大学教育質保証・評価センター事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

2 この規程に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

この規程は、2019年5月7日に制定し、本センターが認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた日に施行する。